

柏原市規則第34号

市立柏原病院あり方検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）第3条の規定に基づき、市立柏原病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 病院の経営について識見を有する者
- (2) 医療機関又は医療関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から市立柏原病院の経営形態を含めた今後の方向性についての調査審議が終了するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(柏原市事務分掌規則の一部改正)

2 柏原市事務分掌規則(昭和62年柏原市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 市立柏原病院あり方検討委員会に関すること。